

競泳競技規則

2010-4-1

財団法人 日本水泳連盟

(財)日本水泳連盟 競泳競技規則

目 次

総 則	1
競技会の運営	1
競技役員	2
競技の組合せ	8
出 発	10
競 技	11
自 由 形	13
背 泳 ぎ	13
平 泳 ぎ	14
バタフライ	15
個人メドレー	15
リレー競技	16
計 時	16
記 録	18
抗 議	21
そ の 他	22
付 則	24

※ () 内英文・数字はF I N Aルール条項

(財)日本水泳連盟 競泳競技規則

総 則

本規則は、国際水泳連盟（F I N A : Federation International de Natation）競泳競技規則（以下「F I N A 規則」という）に則り制定したものである。（財）日本水泳連盟（J A S F : Japan Swimming Federation. 以下「本連盟」という）ならびに本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

公式競技会においては、本連盟によって公認された自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）を使用しなければならない。

なお、本規則条項文末尾記載の（ ）書きは、本規則制定の根拠とした F I N A 規則における条項である。

S W Swimming Rules（競泳競技規則）

G R General Rules（一般規則）

F R Facilities Rules（施設規則）

第1条 競技会の運営（SW1）

- 1 本連盟が主催する競技会の競技役員は、本連盟公認競泳審判員および本連盟公認競技役員によって構成されるものとし、そのうち審判長および主任はA級またはB級審判員、もしくは、上級または第一種公認競技役員でなければならない。
- 2 本連盟又は競技会の主管団体から指名された競技会運営委員会または大会総務は、審判長およびその他の競技役員の権限または任務として本規則に規定されている以外の全ての事項について統轄権を持ち、競技会を円滑に運営進行するために、この規則に矛盾しない範囲で指示を与えるものとする。(SW1.1)
- 3 競技会を運営・統轄するための競技役員として次の役職と人数をおく。(SW1.2)

審判長	1名
機械審判	1名
泳法審判員	4名
出発合図員	2名
折返し監察主任	2名（プール両端に各1名）
折返し監察員	各コースの両端に1名
記録主任	1名
機械操作員	1名
招集員	2名
通告員	1名

また必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員をおくことができる。

- 4 水球・飛込・シンクロ競技等と同時に競技会を行う場合は、役員長をおくことができる。
- 5 全自動装置を使用できない競技会においては、計時主任と各コース3名の計時員および2名の予備計時員をおかなければならない。
(SW1.2.3)
- 6 全自動装置または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用できない競技会においては、着順審判主任1名と着順審判員2名をおかなければならない。
- 7 競技会で使用されるプールと競技関連設備は、競技開始前に大会総務によって検査され、承認されなければならない。(SW1.3)
- 8 水中でビデオ機器が使用される場合、その機器はリモコンで操作され、泳者の視界や進路を妨害せず、プールの施設や設備の配置を変えることなく、必要とされるマーク等を遮ってはならない。(SW1.4)

第2条 競技役員（SW2）

1 審判長(SW2.1)

- (1) 競技者および競技役員に対し完全なる統轄権を持ち、本連盟の競泳競技規則（以下「競技規則」という）を完全に施行し、競

技会の運営にあたっては全ての事柄について最終決定を下す。
また、競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。

(SW2.1.1)

(2) 競技規則に違反の疑いのあるときは、いずれの段階においても競技に介入する権限を持つ。(SW2.1.2)

(3) 競技開始前および競技中に起こった事柄に関しての抗議について、裁定の手配をする。(SW2.1.2)

(4) 全自動装置または半自動装置が使用されず着順審判員をおく場合は、着順審判員の着順判定結果について、最終決定を下す。この場合、最終時間と順位は計測された時間によって決定される。

(SW2.1.3)

(5) 競技役員各役職及びその主任を任命し、その職務の分担や指示を与え、競技の運営が校正かつ円滑に行われるようにする。なお、必要に応じて競技役員を補充や交代を命ずることができる。

(SW2.1.4)

(6) 全ての競技役員と競技者が所定の位置についていることを確認してから競技の開始を告げる合図を行う。(SW2.1.5)

① 競技者には、まず、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。(SW2.1.5)

② 背泳ぎの種目（メドレーリレーを含む）においては、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの姿勢をとらせる。(SW2.1.5)

③ 次に出発合図員には、片腕を水平に伸ばすことにより、競技者と競技役員の間で用意が出来次第、出発合図を行ってもよいという動作を示す。水平に伸ばした片腕は、出発の合図が発せられるまでその状態を保持する。(SW2.1.5)

(7) 競技の進行中、競技役員からの全ての報告や意見具申について、最終決定を下す。全ての失格処分決定は、審判長が行う。

(SW2.1.6)

- ① 審判長自身が違反を監察した場合、または折返し監察主任・泳法審判員から違反のあった旨の報告を受けた場合に、最終決定を下す。
 - ② 出発に際し、スタートを遅らせたり、故意に規則に従わなかったり、他の不正行為があった旨出発合図員から報告を受けた場合は、最終決定を下す。
- (8) 本連盟が公認した全自動装置及び半自動装置の使用について、その統轄権を持つ。

2 機械審判(SW2.2)

- (1) バックアップカメラの審議を含む全自動装置の監督を行う。
(SW2.2.1)
- (2) コンピュータによる記録結果のチェックに責任を持つ。
(SW2.2.2)
- (3) リレーメンバーの交代、引継ぎ記録および引継ぎ違反の審判長への報告について責任を持つ。(SW2.2.3)
- (4) 引継ぎ違反の確認のため、バックアップに使用したビデオを調査することができる。(SW2.2.4)
- (5) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録の確定リスト、および得点を整理し、管理しなければならない。(SW2.2.5)

3 出発合図員(SW2.3)

- (1) 審判長から競技開始の合図を受けてから競技者を公正に出発させるまで、完全に競技者を掌握する責任を持つ。(SW2.3.1)
- (2) 審判長から競技開始の合図があった後、競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、指示に従わなかった場合、また不行跡な行為があった場合は、審判長に報告する。(SW2.3.2)
- (3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたか否かを判定する権限を持つ。(SW2.3.3)
- (4) 競技を開始するときの位置は、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるプールのスタート側から5 m以内の位置で、かつ、出発合図員が競技

者を見渡すことができる位置とする。(SW2.3.4)

4 招集員(SW2.4)

- (1) 競技順序に基づいて、競技者の点呼を行い、競技に支障のないようにする。また、点呼の際競技者が不在の場合は、審判長に報告する。(SW2.4.1, SW2.4.2)
- (2) 競技に先立ち、競技者が宣伝・広告の規則に違反していないか衣服・持ち物を点検し、違反があった場合は審判長に報告する。(SW2.4.2)

5 折返し監察主任 (SW2.5)

- (1) 折返し監察員に、それぞれの位置と任務を指示する。
- (2) 競技中自らも監察するとともに、監察員がその任務を十分に果たしているかを確認する。(SW2.5.1)
- (3) どのような違反でも、折返し監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告し、審判用紙を提出しなければならない。(SW2.5.2)

6 折返し監察員 (SW2.6)

- (1) 各コースのスタート側と折返し側にそれぞれ1名ずつ、位置する。(SW2.6.1)
- (2) 競技者が折返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折返し後最初の一かきの終了まで、競技規則に従って行っているか否かを併せて監察する。また、スタート側に位置する監察員は、競技者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているか否かを監察する。

ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているか否かを監察する。なお、全自動装置を使用している場合は、折返しおよびゴールタッチがタッチ板の有効面内に行われたかを確認する。(SW2.6.2)

- (3) 800m及び1500mの個人競技においては、プールの折返し側の監察員がその担当コースの競技者が完了した回数を記録する。競技者には、「ラップカード」を見せながら残りの折返し数を知らせる。水中で表示されるものを含めて、電子式表示装置を使用してもよい。

「ラップカード」や電子式表示装置を使用しない場合は、スタート側折返し監察員が、その担当コースの競技者が完了した回数を記録し、800m自由形の場合は400mのとき、1500m自由形においては500mおよび1000mのときに泳いだ距離を音声で伝える。(SW2.6.3)

(4) 800m及び1500mの個人競技においては、スタート側の最終折返し5m前に競技者が達したときから折返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、振鈴によって行う。

(SW2.6.4)

(5) リレー競技において、引継ぎが競技規則に従っているか否かを監察する。リレー引継ぎ判定装置を使用する場合は、その結果は折返し監察員の監察より優先される。(SW2.6.5)

(6) 競技者の違反を監察した場合は折返し監察主任に報告し、審判用紙に種目・コース・違反の内容等を記入し、署名の上、提出する。(SW2.6.6)

7 泳法審判員(SW2.7)

(1) 泳法審判員はプールの両サイドに位置する。(SW2.7.1)

(2) 泳法その他について、競技者が競技規則に従っているか否かを監察する。また、折返し監察員を補助するために、折返し動作およびゴールタッチについても監察する。(SW2.7.2)

(3) 競技者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・コース・違反の内容等を記入し、署名の上、審判長へ提出する。(SW2.7.3)

8 計時主任(SW2.8)

(1) 計時員に、その位置と計時するコースを割り当て、それぞれの任務を指示する。(SW2.8.1)

(2) 全自動装置を使用する競技会において、ビデオバックアップ装置を使用しない場合は、1コースにつき3名の計時員を配置する。また、予備の計時員を配置する。(SW.2.9.4)

(3) 全自動装置を使用できない競技会においては、1コースにつき3名の計時員を配置し、コース主任を任命する。その他に途中時間の要員として1名と、途中正式時間の要員として3名の計時員

を各コースにおく（これは、各コースの計時員と重複しても差し支えない）。さらに計時員の時計が途中で故障する場合を考慮して予備の計時員を2名配置する。(SW2.8.1)

- (4) 全自動装置を使用できない競技会においては、競技終了後、それぞれのコースの計時用紙を各コース主任から集める。記録された時間に疑義のある場合は、計時員の時計を点検する。(SW2.8.2)
- (5) 提出された計時用紙によって、各コースの決定時間を審判長に報告する。(SW2.8.3)

9 計時員(SW2.9)

- (1) 割り当てられたコースの競技者が競技に要した時間を計測する。使用される時計は、本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものとする。(SW2.9.1)
- (2) 出発の合図で時計を始動し、競技者がゴールしたときに時計を止める。(SW2.9.2)

また、計時主任から指示があれば、100m以上の競技における途中の時間を記録する。

- (3) それぞれのコースで競技が終了した後、コース主任は速やかに各計時員の計測結果をまとめ、署名の上、計時主任に提出する。時計は止めたままにしておき、計時主任からの点検の要求に応じて提示する。審判長が次の競技を通知するためにホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻さなければならない。(SW2.9.3)

10 着順審判主任(SW2.10)

- (1) 着順審判主任は、着順審判員に、それぞれの位置と任務を指示する。(SW2.10.1)
- (2) 全自動装置または半自動装置を使用できない競技会においては、競技終了後に、各着順審判員の着順用紙を集め、判定結果を集計し、その結果を審判長に提出する。着順結果の決定は、審判長が行う。(SW2.10.2)

11 着順審判員(SW2.11)

- (1) 着順審判員は、競技者が競技を終了する付近で、常に全ての競技者とゴールを見渡せる場所に位置する。(SW2.11.1)

(2) 競技終了後に、割り当てられた任務に従って各競技者の着順を速やかに判定し、着順用紙に記入し、署名の上、着順審判主任に提出する。(SW2.11.2)

12 記録主任(SW2.12)

(1) 記録主任は、コンピュータのプリントアウトの結果および審判長から受け取った各競技の決定時間もしくは着順の結果を確認する責任を持つ。(SW2.12.1)

(2) 予選の結果に基づき、準決勝または決勝・B決勝の組合せを作成し、公表する。

13 通告員

(1) 通告員は、放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。

(2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

第3条 競技の組合せ (SW3)

1 全ての競泳競技での組合せは、記録の順位による方法、または抽選による方法のいずれかによって行われる。(SW3.1.1、SW3.3)

2 予選競技が1組の場合は、決勝と同じ方法で組合せを行い、決勝の部で競技を行う。(SW3.1.1.1)

3 予選が2組以上ある競技では、一組の予選に少なくとも3名の競技者を振り分けなければならない。ただし、棄権者が出たことによって、一組が3名以下になることは差し支えない。(SW3.1.1.5)

4 記録の順位による組合せは次のいずれかの方法によって行う。この場合、同記録あるいは記録の不明な者（またはチーム）が複数いる場合は、抽選により順位を決定する。何らかの理由で、申込み記録の不明な者（またはチーム）は、最も遅い者（またはチーム）とみなす。(SW3.1.1)

(1) 単純方式 記録の最もよい者（またはチーム）を最終組の中心のコースにおき、以下コース順の決め方により最終組を満たし、順次前の組を同様の方法で満たす。

(2) 平均分け方式 記録の最もよい者（またはチーム）を最終組の

中心のコースにおき、2番目によい記録の者（またはチーム）をその前の組の中心コースに配置し、順次最初の組まで配置する。コース順の決め方により、その次の者（またはチーム）を最終の組とし、以下同じ要領で配置の完了するまで行う。(SW3.1.1.1、SW3.1.1.2、SW3.1.1.3)

(3) 混合分け方式 組数が4組以上ある場合に、最終組を含め3組を平均分け方式で、残りの組全てを単純方式で組合わせる。(SW3.1.1.4)

5 準決勝の組合せは、予選における記録の順位を基に、平均分け方式により行う。(SW3.2.1)

6 決勝およびB決勝の組合せは、予選における記録順位を基に、上位より順に決勝の組を満たし、その次位よりB決勝の組を満たす。

7 準決勝、決勝・B決勝に出場する資格は、事前に決定し、スタートリスト等を通じて公表する。

8 事前に公表しておいた準決勝、決勝・B決勝に出場する資格を持つ競技者（またはチーム）が同記録のため、予定人員より増加した場合の進出優先順位は、スイムオフまたは抽選を行い決定する。スイムオフにおいて同記録の場合は、再度スイムオフを行い決定する。補欠の優先順位決定においても同記録の場合は、第一、第二候補を決めるためのスイムオフを行う。

スイムオフは、その競技の予選が終了してから、1時間以内に実施してはならない。(SW3.2.3)

9 準決勝、決勝・B決勝とも全コースで行うことを原則とする。このため、準決勝あるいは決勝・B決勝において棄権者が出た場合、その補充は、予選あるいは準決勝の記録の順位で決定される。競技は再組合せを行い、公表する。(SW3.2.4)

10 コース順の決定は、次の方法で行われる。

(1) 50mプールにおける50m競技を除き、コースナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1コースとする。ただし、10コースを使用する場合は第0コースとする。(SW3.1.2)

(2) 最もよい記録の者（またはチーム）を奇数コースのプールでは

中央のコースに、6コースのプールでは第3コースに、8コースおよび10コースのプールでは第4コースに配置し、2番目による記録の者（またはチーム）をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。(SW3.1.2)

(3) 50mプールにおける50m種目においても上記の方法により決定するが、スタートは折返し側より行ってもよい。(SW3.1.3)

(4) 予選競技における同記録の場合のコースの配置の優先順位は、抽選で決定する。(SW3.1.2)

(5) 準決勝、決勝・B決勝における同記録の場合のコースの配置の優先順位は、予選もしくは準決勝の記録に基づき、次のように決定する。(SW3.2.2)

① 同組において1/100秒まで同記録の場合は、若いコース番号の競技者（またはチーム）を優先する。

② 異組において1/100秒まで同記録の場合は、先に競技を行った競技者（またはチーム）を優先する。

③ 競技会によっては、抽選で優先順位を決定してもよい。(SW3.3)

第4条 出 発 (SW4)

1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーのスタートは飛込によって行う。(SW4.1)

(1) 審判長の長いホイッスルにより競技者はスタート台に上がる。(SW4.1)

(2) 出発合図員の「用意」の号令によって、競技者はスタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛け、速やかにスタートの姿勢をとる。その際、両手の位置に関する制限はない。(SW4.1)

2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。(SW4.2)

(1) 審判長の1回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。(SW4.2)

(2) 2回目の長いホイッスルによってむやみに遅らせることなくス

タートの位置につく。(SW4.2)

(3) 出発の合図が発せられる前に競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持つ。つま先を含む足の位置は、水面の上下いずれに位置してもよいが、プールのへり、タッチ板の上端、排水溝より上に足の指が出てはならない。(SW6.1)

(4) 出発合図員の「用意」の号令によって、競技者は速やかにスタートの姿勢をとる。(SW4.2)

3 出発合図員は、全ての競技者が静止した状態になったら、スタートの合図をする。(SW4.1、SW4.2)

4 出発合図の前にスタートの動作を起こした競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォルススタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォルススタートしたと見なされる場合は、出発の合図はしないで、その競技者を失格とする。他の競技者については、元の位置に戻り再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル（背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル）から出発の手順を繰り返す。(SW4.4)

5 競技者の過ちが、競技役員によってもたらされた場合は、審判長はこれを取り消し、再出発を行う。

第5条 競 技 (SW10)

1 全ての競技は、男女別に行わなければならない。(SW10.1)

2 競技を全うするためには、競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。(SW10.2)

入選または入賞するためには、独泳のときでも定められている全距離を泳がなければならない。

3 競技者は、スタートしたコースと同じコースを維持しゴールしなければならない。(SW10.2)

全自動装置が使用されている場合の折返しおよびゴールは、タッチ板の有効面にタッチしなければならない。

4 競技中にプールの底に立ったり、歩いたり、蹴ったりしてはならな

- い。ただし、自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならない。(SW10.3、SW10.4)
- 5 折返しの際に、競技者は各泳法の規則に従い、プールの壁に身体の一部を接触させなければならず、折返しは壁で行わなければならない。(SW10.3)
 - 6 競技中にコースロープを握ったり、引っ張ってはならない。(SW10.5)
 - 7 競技者が自分のコースを逸脱したり他の競技者の妨害をした場合は、失格となり、その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および違反した競技者の所属する団体に報告する。(SW10.6)
 - 8 いかなる競技者も、ドーピング規定で禁止されている薬物を使用したり、競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛けもしくは水着（たとえば、水かきのある手袋、手ひれ、フィン等）を使用したり、着用してはならない。ただし、ゴーグルおよびスイミングキャップは着用してもよい。審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。(SW10.7)
 - 9 競技中は、正当なスタートによって水に入る競技者以外の者は、水に入ってはならない。競技中の全ての競技者が競技を終了する以前に水に入った場合、たとえこれから競技を行う競技者であっても、その競技者はその競技会における以後の出場資格を失う。(SW10.8)
 - 10 競技者は、競技終了後他の競技者の妨げにならないよう、速やかにプールから出なければならない。この規定に違反した競技者（またはチーム）は失格となる。(SW10.13)
 - 11 競技者が他の競技者の違反によって、入選・入賞の機会を失った場合、審判長はその競技者を予選のときは次以降の組に出場させ、準決勝、決勝、B決勝もしくは予選最終組のときは再レースを命じることができる。(SW10.14)
 - 12 プールサイドで、競技中の競技者にコーチをしてはならない。また、競技者はペースメーカーおよび類似する装置等を使用してはならない。(SW10.15)

第6条 自由形 (SW5)

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレー競技においては、自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。(SW5.1)
- 2 各折返しおよびゴールタッチでは、泳者の身体の一部が壁に触れなければならない。(SW5.2)
- 3 スタートおよび折返しの後、身体が完全に水没してもよい距離15mを除き、競技中は泳者の身体の一部が水面上に出ていなければならない。壁から15m地点までに頭は水面上に出ていなければならない。(SW5.3)

第7条 背泳ぎ (SW6)

- 1 折返し動作中を除き、競技中は常に仰向けの姿勢で泳がなければならない。仰向けの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が、水面に対し90度未満であることをいう。(SW6.2)
- 2 競技中は、泳者の身体の一部が常に水面上に出ていなければならない。折返しの間、ゴールの時およびスタート・折返し後の壁から15m以内の距離では、身体が完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。(SW6.3)
- 3 折返しを行っている間に泳者の身体の一部が自コースの壁に触れなければならない。(SW6.4)
- 4 折返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後は一連の動作としての片腕のかきあるいは同時の両腕のかきを、折返しの初期の動作に使用することができる。
足が壁から離れたときには、仰向けの姿勢に戻っていなければならない。(SW6.4)
- 5 ゴールタッチの際、泳者は仰向けの姿勢で自コースの壁に触れなければならない。(SW6.5)

第8条 平泳ぎ (SW7)

- 1 スタートと折返しの後の最初の一かきの始まりから、身体はうつ伏せでなければならない。いかなる時でも仰向けになってはならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足のけりをこの順序で行う組合わせでなければならない。(SW7.2)
- 2 両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない、交互に動かしてはならない。(SW7.4)
- 3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へ揃えて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折返し前の最後の一かき、折返しの動作中およびゴールにおける最後の一かきを除き、水中に入っていないなければならない。
両手は、スタートおよび折返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。(SW7.3)
- 4 両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない、交互に動かしてはならない。(SW7.4)
- 5 両足のけりは、後方の外側に向かわなければならない。あおり足、バタ足および下方へのバタフライキックは第8項の場合を除いていかなる場合も許されない。足が水面より出ることは、下方へのバタフライキックでない限り違反とはならない。(SW7.5)
- 6 折返しおよびゴールタッチは、両手同時に行わなければならない。タッチは水面の上下どちらでもよい。タッチの前、最後の腕の動作後は頭が水没してもよい。(SW7.6)
- 7 競技中は、各泳ぎのサイクルの間に頭の一部が水面上に出なければならない。頭の一部が水面上に出るということは、頭の一部が完全に水面より上に位置し、かつ空気に触れることをいう。頭頂部が波をかぶっている状態は認められない。(SW7.4)
- 8 スタートおよび折返し後の一かき目は完全に脚のところまで行うことができ、この間、競技者は水没状態であってもよい。最初の一かきをしている間に、次の平泳ぎのけりにつながる下方へのバタフライキックが1回許される。(SW7.2)

二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出ていなければならない。(SW7.4)

第9条 バタフライ (SW8)

- 1 スタートおよび折返し後、最初の腕のかき始めから身体はうつ伏せでなければならない。(SW8.1)
- 2 スタートおよび折返し後のサイドキックは認めるが、いかなる時も仰向けになってはならない。(SW8.1)
- 3 競技中、両腕は水面の上を同時に前方へ運び、同時に後方へかかなければならない。(SW8.2)
- 4 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。平泳ぎの足のけりは許されない。(SW8.3)
- 5 折返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手同時に行わなければならない。(SW8.4)
- 6 競技者はスタートおよび折返し後、水面に浮き上がるため、脚は水面下で回数に制限なくけることおよび水中での一かきは許されるが、かいた手は、必ず水面上に抜かなければならない。(SW8.5)
- 7 スタートおよび折返しの後、身体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに頭は水面上に出なければならない。また、次の折返しあるいはゴールまで身体の一部が水面上に出なければならない。(SW8.5)

第10条 個人メドレー (SW9)

- 1 個人メドレーは、定められた距離を次の順序によって、それぞれの泳法の規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。
 - (1) バタフライ (2)背泳ぎ (3)平泳ぎ (4)自由形各泳法は、定められた距離の4分の1ずつを占めなければならない。自由形は(1)(2)(3)の泳法で泳いだときは違反となる。

(SW5.1、SW9.1、SW9.3)

第11条 リレー競技 (SW9、SW10)

- 1 リレー競技のチームは、4人の競技者で構成する。(SW10.9)
- 2 リレーは、定められた距離を継泳する。泳ぎ方はいかなるものであっても差し支えない。
- 3 メドレーリレーは、定められた距離を次の順序によって、それぞれの泳法の規則に従って泳ぎ、かつゴールし、継泳しなければならない。
(1)背泳ぎ (2)平泳ぎ (3)バタフライ (4)自由形
ただし、自由形は、(1)(2)(3)の泳法で泳いだときは違反となる。
(SW5.1、SW9.2、SW9.3)
- 4 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台を離れた場合は、そのチームは失格となる。
(SW10.10)
- 5 リレー競技においては、正当な順序に従ってスタートする競技者以外の者は、全てのチームの全ての競技者が競技を終了し、審判長が終了を認める以前に水に入ってはならない。違反した場合は、そのリレーチームは失格となる。(SW10.11)
- 6 リレーチームのメンバーは、競技に先立ち登録されなければならない。登録されている範囲において、リレーチームの構成は、予選と決勝で変更しても差し支えない。登録されたメンバーは、当該競技には一度しか参加できない。(SW10.12)
- 7 リレーチームのオーダーは、競技に先立ち届出なければならず、競技者はその順番に泳がなければならない。交代は、緊急の傷病が発生してそれが文書で証明された場合のみ認められる。(SW10.12)

第12条 計時 (SW11、SW13)

- 1 競技の勝者、順位および記録を決定するために、計時は全自動装置、半自動装置、またはデジタルストップウォッチ（以下「ストップ

ウォッチ」という)のいずれかによって行う。

- 2 全自動装置及び半自動装置とは、本連盟の「自動審判装置等公認規則」に基づく装置をいう。
- 3 全自動装置及び半自動装置の操作は、任命された競技役員の監督の下に行われなければならない。(SW11.1)
- 4 全自動装置を使用する場合であっても、装置の故障や突発的な事故に備えて、ビデオカメラによるバックアップ装置または半自動装置あるいはストップウォッチによる計時員を併用した予備配置をする。同様に、半自動装置を使用する場合は、ストップウォッチによる計時員の予備配置をする。
- 5 全自動装置が作動しなかった場合は、半自動装置または計時員が計測した時間とそれによる順位が採用される。

半自動装置が作動しなかった場合は、計時員がストップウォッチによって計測した時間とそれによる順位が採用される。(SW11.1)

ビデオカメラによるバックアップ装置が使用されている場合は、その計測した時間と順位が採用される。
- 6 半自動装置ならびにストップウォッチは、いずれも、各コース3名の計時員によって、競技者がゴールした時に止められる。(SW11.3)
- 7 全自動装置によって判定された着順と時間は、半自動装置およびストップウォッチによる手動計時の判定より優先される。(SW11.1、SW13.1)
- 8 使用される全自動装置、ビデオカメラによるバックアップ装置、半自動装置ならびにストップウォッチは、いずれも本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものでなければならない。(SW11.3)
- 9 全自動装置の着順と時間の判定については、1/100秒までで着順を決定する。1/1000秒の位まで計測可能な場合であっても、1/1000秒の位は切り捨てる。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光掲示板の表示は1/100秒まででなくてはならない。(SW11.2、SW12.7)
- 10 公式時間は、以下により決定される。(SW13.3)
 - (2) 全自動装置を使用できない場合、および使用していても計測で

きなかった場合は、3台の半自動装置またはストップウォッチの計測による時間が公式時間となる。(SW13.3.2)

半自動装置およびストップウォッチは、全て時計と見なされ、その計測した時間は手動計時となる。手動計時は1/100秒までとする。(SW11.3)

① 3台の時計のうち2台が同じで、他の1台が異なる時間を計測した場合、2台の合致した時間を公式時間とする。(SW11.3.1)

② 3台の時計がそれぞれ異なる時間を計測した場合、中間の時間を計測した時計の時間を公式時間とする。(SW11.3.2)

③ 3台の時計のうち、2台だけが時間を計測した場合、その2台の平均時間を公式時間とする。(SW11.3.3)

11 競技者の着順は、公式時間を比較して決定される。決定された公式時間は着順審判員の判定に優先し、着順は他の公式時間と比較した順位を保持したものでなければならない。(SW13.3.2、SW13.4.1)

公式時間が同じ場合は、その記録で泳いだ競技者全員が同着・同順位となる。(SW11.2、SW13.4.2)

第13条 記 録 (SW11)

1 公認される記録(長水路・短水路)は、公式競技会および公認競技会の記録であって、次の規定に該当するものでなければならない。

2 公認される記録は、男女共、次の種目・距離に限られる。

(1) 長水路

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	200m	400m				
リレー	200m	400m	800m			
メドレーリレー	200m	400m				

(2) 短水路

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m			
リレー	200m	400m	800m			
メドレーリレー	200m	400m				

- 3 記録は、審判長により、正式に発表されたものでなければならない。
- 4 リレー競技の第一泳者による途中時間、および1500m自由形における800mの途中時間は正式時間とし、その記録は公認される。なお、競技者が正式時間の適用を受けるためには、その競技で定められている距離を完泳しなければならない。(SW12.8、SW12.9)
- 5 リレー競技における第一泳者の正式時間は、第一泳者以外の者によるチームの失格にかかわらず認められる。(SW12.8)
- 6 競技者が競技会で失格となった場合は、その旨を公式記録に記録しなければならないが、時間および着順を記録してはならない。(SW11.4)
- 7 主催団体は、所定の方法により、競技会終了後3日以内に本連盟に報告しなければならない。国外における記録については、その競技会の統轄団体が証明する報告書をもってこれに代えることができる。
- 8 新記録の公認は、以下により行われる。

(1) 日本記録・日本高校記録・日本中学記録・日本学童記録（長水路・短水路）は最近3年間、日本の国籍を保有し、外国を代表して国際大会に出場したことの無い日本人が樹立した公認の最高記録とする。

記録の発表は毎年4月1日、10月1日を原則とする。またそれ以外であっても、年度更新期・即時公認大会前等に発表することがある。

即時公認は、日本選手権大会、日本短水路選手権大会および日本水泳連盟の主催する主要大会とする。同時に、オリンピック大

会、世界選手権大会および本連盟が定めた国際大会で樹立された記録は、全て自動的に公認される。

① 現行の日本記録をしのいでいる記録は、日本記録とする。ただし、その記録より以前にそれをしのいでいる記録が作られていたときは、最高の日本記録としては公認されない。

② 新しく日本記録が樹立された時は、日本記録公認申請様式により、次の手続きをとらなければならない。

ア 公認競技会の主催団体は、競技会終了の日から7日以内に公認申請を行った加盟団体に申請書を提出する。

イ 加盟団体は、競技会終了の日から10日以内に本連盟に申請書を送付する。

ウ 国外における記録については、その競技会の統轄団体が証明する報告書をもってこれに代える。

③ リレーチームのメンバーが一人でも日本国籍でない場合は、日本記録の対象とはならない。

(2) 高校・中学・学童の各最高記録は、「学校教育法第1条」に定められた学校に在籍する生徒・児童が樹立した記録を公認する。手続きは日本記録の申請に準ずる。

(3) 本連盟に送付された記録報告書および日本記録公認申請書は、理事会の審査・承認を経てこれを発表する。

日本記録を樹立した競技者に対しては、「日本記録証」を贈って永くその榮譽を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に1枚宛贈る。

同一年度に同一人が同種目で2回以上の日本記録を樹立し、公認されたときは、その最高の記録に対してのみ「日本記録証」を贈る。

(4) 現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立されたときは、本連盟からFINA宛速報できるよう、次の手続きを取らなければならない。(SW12.10、SW12.11、SW12.12)

公認競技会の主催団体は、記録の樹立された日から3日以内に公認申請を行った加盟団体に申請書を提出する。また、加盟団体

は、記録が樹立された日から5日以内に本連盟に報告書を送付する。

① リレー競技の200m種目は、世界記録として認められない。
(SW12.1、SW12.2)

② リレーチームのメンバーが一人でも同一国籍でない場合は、世界記録の対象とはならない。(SW12.3)

③ 世界記録は、全自動装置あるいは、全自動装置の故障の場合は、半自動装置により報告された場合のみ承認される。
(SW12.6)

④ オリンピック大会、世界選手権大会およびワールドカップで樹立された世界記録は、すべて自動的に承認される。
(SW12.14)

⑤ 世界記録の申請にあたっては、ドーピングコントロールによる陰性証明を添付する。

⑥ 世界記録は、FINAが認可した水着を着用した競技者のみが樹立できる。(SW12.7)

⑦ 世界記録は、淡水でのみ樹立することができる。海水で樹立された記録は、世界記録として認められない。(SW12.8)

9 全ての記録は、競技会の個別の競技で成立したものでなければならない。ただし、大会総務がタイムトライアルとして個別の競技を承認した場合は、競技実施の少なくとも3週間前の公表は必要とされない。

第14条 抗 議

1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、発生後30分以内にそのチームの監督または主将が、文書で審判長に提出する。また、競技開始前にわかった事柄については、その競技の出発合図の前に審判長に申し出る。

2 抗議は、上訴審判団が設置されている競技会においては上訴審判団によって、設置されていない競技会においては、その競技会を主催す

る本連盟または加盟団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第15条 その他

1 本連盟または加盟団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければならない。

(1) 開催日程、場所、競技の内容、参加資格等の要項は、競技会初日の3週間前までに一般に公表されていなければならない。

(2) 本連盟または加盟団体の特別の承認がない限り、本連盟の競技者資格規定により登録された競技者に限られていなければならない。

(3) 審判長および主任は、公認審判員もしくは公認競技役員で構成されていなければならない。本連盟の公式競技会においては第1条第1項による。

(4) 競技施設は、本連盟のプール公認規則に基づき公認されたものでなければならない。(SW12.5)

(5) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。

① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。

(FR2.11、SW2.18)

② 水温は、25～28℃を基準としていること。(FR2.11)

③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。

(FR2.11)

④ 互いに隣接するコースを仕切るコースロープは、1本でその直径は5cm以上15cm以下であること。

コースロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。(FR2.6.1)

⑤ 15mマークならびに50mプールにおいて25mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色とすること。(FR2.6.2、

FR2.6.3)

フライングロープ、背泳ぎ用 5 m フラッグが設置されていること。(FR2.6.9、FR2.6.10)

- 2 全ての競技会において競技者は本連盟の定めにしたがった水着を着用しなくてはならない。水着は、見苦しいもの、不謹慎な水着の着用を禁ずる。審判長は競技者の水着が透けているもの等、規定に当てはまらないときは、その競技者の出場をやめさせる。
- 3 全ての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に違反する物品を競技会場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。
 - (1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。
 - (2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。
- 4 競技会において使用する施設、設備、機器類は、本連盟によって公認されたものでなければならない。また、公認されたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔 付 則 〕

本規則は平成22年4月1日以降開催される
競技会に適用される。

競泳競技規則

第1刷 2010年4月1日 発行

第2刷 2010年6月1日

(財) 日本水泳連盟 競技委員会

〒150-8050 渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

電話 03-3481-2306 (代)

公式ホームページ <http://www.swim.or.jp>